

港北区放課後キッズクラブ運営法人再選定評価委員会運営要綱

制 定 令和3年4月1日港北こ第5717号（区長決裁）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、区長が、放課後キッズクラブ運営法人を選定するにあたり、横浜市放課後キッズクラブ運営法人の再選定に関する要綱（平成23年7月1日こ放第206号。以下「再選定要綱」という。）第5条に規定する運営法人再選定評価委員会（以下「再選定評価委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（担当事務）

第2条 再選定評価委員会は、再選定要綱第3条に基づき再選定を受けようとする放課後キッズクラブの運営法人（以下「運営法人」という。）を評価するとともに、再選定の対象として特定し、区長に報告することとする。

（委 員）

第3条 再選定評価委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学校連携・こども担当課長
- (2) こども家庭支援課長
- (3) 地域振興課長
- (4) 総務課長
- (5) その他区長が必要と認める者

（委員長）

第4条 区長は、再選定評価委員会に委員長を置くこととする。なお、委員長は、前条の委員のうち第1号及び第5号を除く委員の中から選任する。

2 委員長は、再選定評価委員会の会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた者が職務を代理する。

（関係職員の出席）

第5条 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（会 議）

第6条 再選定評価委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 会議は委員長及び委員の2分の1の出席をもって成立する。

3 会議において委員長及び委員は、当該運営法人から意見又は説明を聴くこととする。

4 会議において委員長及び委員は、保護者や評議会の意見等を聴くこと、又は資料の提

出を求めることができる。

- 5 会議において再選定評価委員会は、運営法人から提出された申請書類のほか、前項により収集した意見等、又は資料に基づき運営法人を評価するものとする。
- 6 評価は評価票により行い、評価の結果を基に当該補運営法人を再選定の対象として特定し、区長に報告することとする。
- 7 前項の規定にかかわらず、各委員の評価票の合計点が、総配点の6割を超えないときは、再選定評価委員会は、当該運営法人を再選定の対象として特定することはできない。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正、公平に評価を行わなければならない。

- 2 委員は、自らがかわる法人が評価の対象となる場合は、その法人の評価を行うことはできない。

(庶務)

第8条 再選定評価委員会の庶務は、港北区こども家庭支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、再選定評価委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。